

○帯広市防災会議条例

昭和38年4月1日条例第1号

改正

昭和39年10月2日条例第42号
昭和43年4月1日条例第21号
昭和45年4月1日条例第26号
昭和47年4月1日条例第8号
昭和55年10月8日条例第29号
平成7年10月3日条例第31号
平成12年3月27日条例第5号
平成17年9月30日条例第39号
平成25年3月7日条例第6号
平成28年3月28日条例第13号

帯広市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、帯広市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 帯広市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により帯広市水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) とかち広域消防事務組合の消防職員のうちから市長が任命する者及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が満了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について会長、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年10月2日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月8日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月3日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

帯広市防災会議運営規程

昭和39年9月22日議決

改訂 平成19年4月

改訂 令和2年4月

(趣旨)

第1条 帯広市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び帯広市防災会議条例（昭和38年条例第1号）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故があるときの会長の職務代理者は、防災会議委員（以下「委員」という。）である帯広市副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

(議事)

第5条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(防災会議の庶務)

第6条 防災会議の庶務は、帯広市総務部危機対策課においてつかさどる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。